

H27年度 主要事業

主管課

生活保護課

事業名	就労支援の充実・強化																								
目的・経緯	<p>&lt;目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護受給者（以下、「被保護者」）のうち稼働能力を有する者に対しては、個々の被保護者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施することで、当該被保護者の自立促進を図る。</li> </ul> <p>&lt;経緯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年度から、当事務所と公共職業安定所（以下、「ハローワーク」）との連携によって被保護者個々の状況、ニーズ等に応じた就労支援を行う「生活保護受給者等就労支援事業」を実施してきた。また、平成25年度からは、生活保護の相談・申請段階の利用者等も含め、広く生活困窮者を対象とした「生活困窮者等就労自立促進事業」を実施している。</li> <li>○ 平成27年度からは生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護には至らない生活困窮者を対象とした「生活困窮者自立相談支援事業等」がスタートしたことから、当事務所では、住居確保支援給付金事業を実施している。</li> </ul>																								
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>生活保護受給者等の就労支援（生活困窮者を含む）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保護者に対する就労支援は、医療機関に対する被保護者の病状等調査や被保護者自身への面談を行い、本人の稼働能力を確認したうえで実施した。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="319 840 1404 1131"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>支援者（参加者）数</th> <th>就労者数</th> <th>自立者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護受給者等就労自立促進事業 (H28.1月末現在)</td> <td>11名 (生活困窮者2名含む)</td> <td>5名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>ケースワーカーによる就労支援 (H28.2月末現在)</td> <td>34名</td> <td>14名</td> <td>3名 (廃止2、停止1)</td> </tr> <tr> <td>昭和町におけるハローワーク巡回相談事業(H28.2月末現在)</td> <td>17名</td> <td>4名</td> <td>1名 (停止1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)個々の被保護者等に対して複数の就労支援事業を実施しているため、人数は延べ数である。</p> </li> <li>○ <b>住居確保支援給付金事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山梨県が山梨県社会福祉協議会へ委託している生活困窮者自立相談事業において、住居確保支援給付金の受給を希望した生活困窮者に対し、その者の受給要件を調査したうえで、要件を満たしている場合は住居確保支援給付金を支給した。</li> </ul> <p>(H28.2月末現在)</p> <table data-bbox="422 1355 694 1467"> <tr> <td>支給者数</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>219千円</td> </tr> <tr> <td>就労者数</td> <td>1名</td> </tr> </table> </li> </ul>			事業名	支援者（参加者）数	就労者数	自立者数	生活保護受給者等就労自立促進事業 (H28.1月末現在)	11名 (生活困窮者2名含む)	5名	3名	ケースワーカーによる就労支援 (H28.2月末現在)	34名	14名	3名 (廃止2、停止1)	昭和町におけるハローワーク巡回相談事業(H28.2月末現在)	17名	4名	1名 (停止1)	支給者数	3名	支給額	219千円	就労者数	1名
事業名	支援者（参加者）数	就労者数	自立者数																						
生活保護受給者等就労自立促進事業 (H28.1月末現在)	11名 (生活困窮者2名含む)	5名	3名																						
ケースワーカーによる就労支援 (H28.2月末現在)	34名	14名	3名 (廃止2、停止1)																						
昭和町におけるハローワーク巡回相談事業(H28.2月末現在)	17名	4名	1名 (停止1)																						
支給者数	3名																								
支給額	219千円																								
就労者数	1名																								
評価・課題	<p>&lt;評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昭和町におけるハローワーク巡回相談は、自宅からハローワークへの移動時間や待ち時間が短縮され、また予約制であることから集中して就労相談ができ、被保護者にとって大変有効であった。</li> <li>○ 稼働能力があるにも関わらず就労活動を行わない被保護者に対しては、ケース診断会議に諮り、生活保護法第27条に基づく文書指導を行うとともに、生活扶助費の停止を行うなど強力な指導を行った。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護からの脱却は、早い段階での就労支援が効率的であるため、就労可能な被保護者には強力に就労支援を行い、自立促進を図って行く必要がある。</li> <li>○ 稼働能力がある被保護者の就労促進に当たっては、ハローワークへのCWや就労支援員による同行相談等により効果的な就労指導を行うとともに、情報提供しても面接も応募等もしないケースについては、文書指導等による指導強化を図って行く必要がある。</li> <li>○ 峡南地域においては、求人数も少なく被保護者が望む職種がなかなか見つからないため、ハローワークへ就労先の掘り起こしを依頼して行く必要がある。</li> </ul>																								

H27年度 主要事業

主管課

生活保護課

事業名	訪問調査活動の充実
目的・経緯	<p>&lt;目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護受給者世帯（以下、「被保護者世帯」）への訪問調査を計画的に実施することで、その生活状況を把握し生活援助を行う。また、CWだけでは対応が困難なケースに対しては、査察指導員、所内の専門知識を有する職員や町の保健師等と連携を図りながら対応して行く。</li> </ul> <p>&lt;経緯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事務所の管轄地域は、峡南5町と昭和町である。峡南地域は山間地で企業等からの求人が少ないため就労先を探すのに困難を要し、また過疎化・高齢化が進行している地域である。一方、昭和町は都市化が進み、地域コミュニティによる相互扶助が希薄な地域である。このため管内の被保護者世帯の抱える個々の問題も地域によって大きく異なっている。</li> <li>○ 近年、景気の低迷、雇用構造の変化、非正規労働者の増加等を背景に生活保護世帯数、保護率ともに上昇する傾向にあり、生活保護に関わる相談件数、申請件数も増加傾向にある。</li> <li>○ 訪問調査活動は、生活保護制度の中核をなす重要な業務であり、被保護者世帯の生活状況を的確に把握し、適切な援助につなげるよう努めている。</li> </ul>
実績	<p>&lt;相談件数、保護の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年度の新規相談件数は延べ45件、申請件数は36件である。(H28.1末現在)</li> <li>被保護者世帯数 247世帯 (前年同期222世帯 11.3%増)</li> <li>被保護者数 315人 (前年同期284人 10.9%増)</li> </ul> <p>&lt;訪問調査の実施状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年度の被保護者宅の訪問回数(H27.12末現在)</li> <li>計画訪問回数 687回</li> <li>実施訪問回数 752回</li> <li>訪問実施率 109.5%</li> </ul> <p>&lt;他職種との同行訪問の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規相談ケースや困難ケースについては、査察指導員が同行した。</li> <li>・ 精神疾患者(疑われる場合も含む)については、必要に応じて当事務所の精神保健福祉相談員の同行を依頼した。</li> <li>・ 就労を指導している被保護者宅を訪問する際には、必要に応じて就労支援員が同行した。</li> <li>・ 必要に応じて町福祉担当者・保健師等、また警察官の同行を依頼した。</li> </ul>
評価・課題	<p>&lt;評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問調査活動は、年度当初に生活保護の訪問基準を基に年間訪問計画を策定し、実施した。また、訪問調査結果に基づき被保護者世帯の課題を分析し、随時、訪問計画や訪問格付の見直しを実施した。</li> <li>○ 各被保護者世帯の抱える問題が多岐に渡っている状況において、CWは工夫しながら精力的に訪問調査活動を実施したが、困難ケースでは訪問時間が長時間に及ぶことや被保護者世帯の不在等により、計画に沿った訪問調査が実施できないケースもあった。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務所から遠距離にある被保護者宅の訪問では、被保護者世帯が不在の場合は、再度訪問することが難しく、そのため家庭内での面接ができず、電話等による状況確認のみになってしまう場合もあるため、不在時の対応方法については、その都度検討する必要がある。</li> <li>○ 被保護者世帯によっては、CWのみの対応では対応が困難なケースもあるため、所内の専門的知識を持った職員や関係する町の保健師等、関係機関との連携を図りながら対応する必要がある。</li> <li>○ 保護停止中の被保護者世帯についても、訪問活動を実施して世帯の状況把握に努める必要がある。</li> </ul>

事業名	生活保護制度の適正な執行（自動車保有の可否）
<p>目的・経緯</p>	<p>&lt;目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護受給者世帯（以下、「被保護者世帯」）の自動車保有は、地域の自動車普及率の如何にかかわらず原則認められていないが、通勤のためなど一定の要件を満たすことを条件に限定的に認められている。当事務所の被保護者世帯の中には、現在、自動車を保有しているにもかかわらず、その保有の可否を決定をしないまま保有を継続しているケースがある。このため保有の可否をケース診断会議に諮り、保有が認められない自動車については処分指導を行うとともに、保有を認めたケースについては定期的に保有要件を確認することにより生活保護制度の適正な執行を図る。</li> </ul> <p>&lt;経緯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護制度では、資産の活用は保護の要件であり、資産には自動車も含まれている。</li> <li>○ 被保護者世帯の自動車保有は、地域の自動車普及率の如何にかかわらず原則認められていないが、一定の要件（例えば、通勤・通院等のための保有）を満たすことを条件に限定的に認められている。</li> <li>○ 自動車保有の可否についての決定が未実施のケースに対しては、早急に保有の可否を検討・決定し、生活保護制度の適正な執行に努める必要がある。</li> </ul> <p>※ 平成26年度末現在で自動車の保有を「容認」しているケースは4件、「可否の決定が未実施」のケースは6件あった。</p>
<p>実績</p>	<p>&lt;保有の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成28年2月末現在の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車保有をしているケース数 14ケース</li> <li>（内 訳） <ul style="list-style-type: none"> <li>保有を容認しているケース数 4ケース</li> <li>保有を否認したケース（新規保護者を含む） 5ケース</li> <li>保有の処分を保留しているケース 5ケース</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">（H28.3月中ケース診断会議開催予定）</p>
<p>評価・課題</p>	<p>&lt;評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ケース判定会議で保有の可否について審議した。審議に当たっては、「自動車保有調査票」を作成し、保有目的、使用条件、使用期間、維持費等を明確にしたうえで、客観的に判断した。</li> <li>○ 保有を認めた場合は、公文書で被保護者へ使用条件を通知した。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての被保護者世帯を対象に、定期的に自動車の保有状況（借り上げを含む）を把握する必要がある。</li> <li>○ 被保護者世帯ごとに自動車保有の可否を検討したうえで、ケース検討会議に諮り、保有が認められる場合には文書で正式に通知することとし、保有が認められない場合には、速やかに処分について指導をして行く必要がある。</li> <li>○ 自動車の保有が認められず、処分を指導しても従わないケースについては、法第27条に基づく文書指導等を行い、改善されない場合には法第62条により保護の廃止を検討して行く必要がある。</li> </ul>

事業名	在宅医療・ケアの推進（長寿介護課分）
経緯・目的	<p>&lt;経緯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 峡南地域は県内で最も高齢化が進んでいる地域であるが、保健・医療・福祉でのサポート体制が不十分であることから、地域住民が住み慣れた住宅での生活を継続できるような「地域包括ケアシステム」を構築することが早急の課題となっている。在宅医療の支援に関しては、これまでに「峡南医療圏地域医療再生計画」に基づき、5町が事業主体となり峡南在宅医療支援センターと峡南在宅ドクターネットの運営が行われている。</li> <li>○ 各町に対しては、地域包括ケアシステム構築に向けた動的プロセスである地域ケア会議の開催支援、医療と介護の連携をスムーズに行うための連携シートの普及を図っているほか、郡医師会による認知症相談窓口と連携した認知症の支援体制づくりに取り組んでいる。</li> </ul> <p>&lt;目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域包括ケアシステムの構築に向け、各町が第6期介護保険事業計画に位置づけている在宅医療・介護の連携、認知症の支援体制づくり等の取り組みについて、各町が主体的かつ着実に推進できるような支援が必要となる。</li> <li>○ 初期対応時や退院時における医療側と地域包括支援センター等との連携体制については、今後も検討を継続していく必要があるため、実効性のある協議の場とするために関係者と協議手法を検討していく必要がある。また、将来的にはこの支援体制を認知症のみに限定せず、各町において地域包括ケアシステムに移行させていくことも視野に入れながら検討を行う。</li> <li>○ 26年度は関係者間の連携手法（ツール）については具体的な検討までに至らなかったが、実効性のある連携を行うためには導入の検討が必要である。</li> <li>○ 初期集中支援チームの設置など各町が第6期介護保険事業計画に位置づけている取り組みについては、各町が主体的かつ着実に推進できるような支援が必要となる。</li> </ul>
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域包括ケアシステム構築に向け、各町が実施する第6期介護保険事業計画に基づく在宅医療・介護の連携、認知症支援、生活支援サービス等の整備に向けて以下の支援を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各町の第6期介護保険事業計画の内容と地域支援事業の取り組みの意向についてヒアリングを実施（6月8日～17日）し、各町の進捗状況・課題等の確認を行った。</li> <li>・地域ケア会議への参画等を通して、各町への支援を行うとともに、在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療に関する相談対応・コーディネート、在宅患者情報共有システム（コメント）の運用体制等）などの圏域として広域での実施が必要な事業については、共同実施を方向付けた。</li> </ul> </li> <li>○認知症の支援体制づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度に検討を行った峡南地域の認知症対応フローチャートをより実効性のあるものとするため、かかりつけ医をはじめとする医療関係者の認知症対応力向上を目指した研修会を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年9月15日（火）18:30～20:00 南巨摩合同庁舎 参加者54名</li> </ul> </li> <li>・管内の認知症初期集中支援チームの実施方法について管内課長会で検討を重ね、サポート医との意見交換会を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年3月7日（月）19:00～20:30 南巨摩合同庁舎 参加者24名</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○多職種人材育成研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年11月24日（火）17:00～19:00 鯉沢福祉センター 参加者96名</li> <li>共催 管内5町</li> <li>地域包括ケアシステム構築に向けて、在宅医療チームの担い手となる保健医療福祉従事者が一堂に会した多職種研修会を開催した。</li> </ul> </li> </ul>

評 価 ・ 課 題	<p>&lt;評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域支援事業の一部事業（在宅医療・介護連携推進事業）について、峡南在宅医療センターの機能強化を図り、圏域として業務委託に向け、各町とも来年度予算に計上されたことで一定の成果は得られた。</li> <li>○ 認知症初期集中支援チームについて、峡南5町で広域のチームを設置する方向性が固まり進捗した。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後は平成29年4月までの実施が決まっている新しい総合事業への移行について、各町への支援を継続するとともに、平成30年4月までの実施の包括的支援事業について、事業の一部を委託した峡南在宅支援センターと各町の取組についての連携を引き続き支援していく必要がある。</li> <li>○ 認知症初期集中支援チームの早期設置について支援を継続するとともに、峡南地域の認知症支援体制の強化へ繋げて行く必要がある。</li> <li>○ 地域包括ケアシステム構築を目指し、今年度は当所で主催した峡南地域の保健医療福祉従業者が一堂に会した多職種による研修会等の実施について、各町と峡南在宅医療支援センターが、地域課題を明確化し、課題の解決に向けて主体的に取り組むことができるように支援していく必要がある。</li> </ul>
-----------------------	---



H27年度主要事業

主管課

長寿介護課

事業名	介護サービス事業者の指導監督の強化
経緯・目的	<p>&lt;経緯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年4月改正介護保険法の施行を受け、平成18年10月23日付けで厚生労働省老健局から新たな指針が示されたことから、平成19年度より、県が制定した指導・監査実施要綱に基づき指導・監査を実施している。</li> <li>○ 介護サービス事業者の指導においては、適切でより良いサービスを提供できるよう、事業者を育成支援することを主眼として指導を実施している。</li> <li>○ 27年度は介護保険制度と介護報酬の大幅な改定が行われた。</li> </ul> <p>&lt;目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回の改定では、介護報酬（新たな加算の創設等）や事業所の運営基準（人員等）に関する事項に加え、地域密着型への移行やお泊まりデイ、さらには介護予防事業の町の地域支援事業への移行など、多岐にわたる改定が行われたため、事業者に対しては、今年度は事業所の運営基準、介護報酬の算定基準の理解と遵守、各種申請・届出事務の指導を強化する必要がある。</li> </ul>
実績	<p>介護サービス事業所に対して県で統一した指導を行う必要があることから、本課及び他保健福祉事務所と連携して、運営基準や報酬算定要件について適正な実施を支援するとともに、峡南管内独自の事案においては、当所において的確な指導を行った。併せて、各町の地域密着型サービス事業所等に対する指導方法についても適切な支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各保健福祉事務所が連携し、法改正をふまえたサービスごとの説明資料、問答集や共通の指摘事項集を作成。それらを用いて基準等の遵守と円滑な業務運営が実施できるよう効果的な集団指導を行い（6月26日 全107事業所）、関連する各種届出の処理や問い合わせに対応した。</li> <li>○ 居宅サービス事業者に対する実地指導についても、改訂された介護報酬や運営基準についてチェック表を用いて適切な指導を実施した（7月～3月 全35事業所）。</li> <li>○ 来年度から県から町へ移管される小規模通所介護サービスについて、峡南圏域の町の事務担当者の研究会に講師として参加した他、本課等と連携して事業所の指導手法や事務処理手順等に関する市町村向け集団指導を実施した。</li> </ul>
評価・課題	<p>&lt;評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大幅改定された介護報酬、運営基準に重点を置いた事業者への指導、小規模通所介護の地域密着型への移行支援については、おおむね計画どおりに進捗した。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後も介護サービスを提供するために遵守すべき法令の内容や各種サービス提供の取り扱い、報酬請求に関する事項について事業者の指導を継続させていく必要がある。</li> <li>○ 法令遵守と併せて、サービスの質の向上を図ることが不可欠であることから、個別の利用者に対するサービス提供プロセスの重要性についての事業者の理解促進を図る必要がある。</li> <li>○ 県から町へ指定・指導の事務が移管される小規模通所介護サービスに関する事業者指導や、新しい総合事業に移行される介護予防給付サービスの指定等について、町への支援を継続していく必要がある。</li> </ul>

事業名	食品による事故の防止および食品の安全性確保の充実
経緯・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食品の安全性を確保するため、県では「山梨県食品監視指導計画」を策定し、食中毒予防への取り組みを行っている。県内では、平成27年に17件の食中毒が発生し、10件がノロウイルスによるものであった。</li> <li>○ 県外では平成26年8月、静岡市で開催された花火大会で、露天で販売された冷やしキュウリを原因食品とする腸管出血性大腸菌O157食中毒では患者数が510名を数え、そのうち入院患者が114名発生した事件や、平成26年2月、静岡県浜松市において食パンを原因とするノロウイルス食中毒が発生し、患者数1271人の多数の患者が発生した。県内においても平成24年度に1442名の患者が発生した過去最大の食中毒事例も発生した。</li> <li>○ 平成26年8月、管内に野生鳥獣を食肉（ジビエ）として利用するための「食肉処理業」の許可施設が完成し、ニホンジカの処理が始まったことから、ジビエによる人への健康被害防止対策に関する衛生指導が必要である。</li> </ul>
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集団給食施設において大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理の徹底と食品等事業者に対する衛生指導を強化するとともに、平成27年4月、県食品衛生法施行条例改正に対応し、食品の安全性向上が期待できるHACCPによる衛生管理手法について、食品営業事業者への講習会において周知を図った。</li> <li>○ 集団給食施設（許可を要しない施設）への立入及び研修会             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入調査件数 313件</li> <li>・ 研修会等の開催 3回</li> </ul> </li> <li>○ 食品営業業者等への講習会の実施及び自主管理の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会等の開催 7回</li> <li>・ 立入調査件数（許可を要する施設） 411件</li> <li>・ 集中監視等一斉監視件数 361件</li> </ul> </li> <li>○ 食品衛生月間             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者に対し、8月5日に身延町セルバにおいてキャンペーン実施した。</li> </ul> </li> <li>○ ジビエによる人への健康被害防止対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジビエ処理施設に対する衛生指導（保菌、枝肉拭き取り検査）・・・39回</li> <li>・ 調査協力機関情報交換会の実施・・・2回（麻布大学、日本大学）</li> <li>・ 調査研究結果発表・・・4回</li> <li>・ 厚生労働省の科学研究（野生鳥獣肉の安全性確保に関する研究）への参加・・・2回</li> </ul> </li> </ul>
評価・課題	<p>&lt;評価&gt; 概ね計画どおり事業を実施し、施設にあった衛生指導を行い、衛生知識の向上がみられたところであり、集団給食施設や管内飲食店における集団食中毒の発生はなかった。</p> <p>&lt;課題&gt; 県内では、平成27年はノロウイルス食中毒事例が旅館業や飲食店で10件の発生があったことから、食の安全・安心に対する信頼が揺らぎ、消費者の食に対する不安が増大している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食中毒発生状況を踏まえ、ノロウイルスなどの食中毒を防止するため、大量調理施設衛生管理マニュアル等のHACCPによる衛生管理手法を積極的に周知し、食品の安全性向上に努めていく必要がある。</li> <li>○ 平成26、27年度の調査で野生シカの保菌状況、解体処理作業の衛生状況について確認することが出来た。今後は食肉細切工程の衛生状況を確認する必要がある。</li> <li>○ 厚生労働省の科学研究に協力し、ジビエの安全確保を図っていく。</li> </ul>

事業名	生活衛生関係営業施設の監視指導の徹底による健康被害の未然防止	
目的・経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旅館、公衆浴場、理容所及び美容所等の生活衛生関係営業は、住民の生活に不可欠なサービスを提供し、生活の質の向上に重要な役割を担っている。これらの衛生水準の維持向上及び健康被害の発生未然防止が必要である。</li> <li>○ 入浴施設を原因とするレジオネラ症患者の発生は年々増加しており、これら施設に対し「山梨県レジオネラ症発生防止対策指針」に基づく衛生指導を実施し、事業者の自主管理体制の推進を図っている。</li> <li>○ 美容技術の進歩や利用者の嗜好変化による美容行為の多様化により、今までなかった、まつげエクステンション等による健康被害が報告されている。このため、健康被害の発生を未然に防止するとともに、器具等の消毒方法の再確認をおこない血液媒介性感染症の蔓延防止を図る。</li> </ul>	
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入浴施設を有する旅館、公衆浴場の監視指導の実施                      公衆浴場、旅館等の浴槽施設に対しては、計画的に「山梨県レジオネラ症対策防止指針」の周知と衛生管理の徹底を図るため立入調査を実施した。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆浴場への立入調査・・・ 17件 (管内公衆浴場 24施設)</li> <li>・旅館等への立入調査・・・ 45件 (管内旅館 145施設)</li> <li>・入浴施設におけるレジオネラ感染症対策講習会の開催・・・1回</li> </ul> </li> <li>○健康被害の状況等の実態把握を行うとともに、理容所も含めた関係施設への立入調査                      美容所・理容所への立入調査を実施し、資格者の確認や、器具の消毒方法等についての指導をおこなった。まつげエクステンション等による健康被害を調査したが問題はなかった。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・美容所立入調査・・・ 5件</li> <li>・理容所立入調査・・・ 1件</li> </ul> </li> </ul>	
評価・課題	<p>&lt;評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 概ね計画どおり事業を実施し、立入調査を実施した施設に対しては、レジオネラ属菌の水質検査結果を確認しながら、指導を行い自主管理等衛生意識の向上を図ることができた。</li> <li>○ レジオネラ感染症関連調査として、患者利用施設調査、指導を行い、施設事業者への自主衛生管理に対する意識付けを行うことができた。</li> <li>○ 理・美容所での健康被害の報告はなく、衛生状況についても特に問題はなかった。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国的にレジオネラ感染症は発生増加の傾向が見られ、管内においてもレジオネラ感染症関連調査事例が1件あったことから、継続的に立入を行い自主管理の必要性や衛生管理の徹底を図る必要がある。</li> <li>○ 理容所、美容所については、美容行為の多様化に対応するため、新たな美容技術など情報を収集するとともに、今後も立入調査を実施し健康被害防止に努めていく必要がある。</li> </ul>	



事業名	危険ドラッグなど薬物乱用防止対策について
経緯・目的	<p>&lt;経緯&gt; 元プロ野球選手による薬物乱用事件や危険ドラッグの乱用者が、死亡したり、暴走運転により他人に怪我を負わせたりする事件事故が全国的に発生している。薬物犯罪者の取り調べを何件も担当した元刑事によると、こうした薬物乱用者は低年齢化がみられ、薬物乱用を始めるきっかけとして「一回使うくらいなら」「痩せられる」「眠気覚まし」等の他に、特に若年層では、就職や進学などの悩みを抱えた学生が「好奇心」、「はずみ」といった明確な使用目的がない動機が増加している。</p> <p>このため、啓発活動の「ダメ、ゼッタイ」普及運動や学校教育等の場での薬物乱用防止活動を実施し、薬物乱用防止対策を図っている。</p>
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬物乱用防止指導員を対象とした研修会・・・2回（5月、2月）</li> <li>○ 管内小中学校、高校生を対象に薬物乱用防止教室の開催・・・5回（7～12月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立増穂商業高等学校：7月13日（月） 全校生徒、教職員400名</li> <li>・ 富士川町立鵜沢中学校：7月22日（水） 全校生徒 100名</li> <li>・ 市川三郷町立市川中学校：11月5日（木） 全校生徒 212名</li> <li>・ 身延町立原小学校：12月10日（木） 5・6年生 15名</li> <li>・ 市川三郷町立六郷中学校：12月5日（金） 3年生32名</li> </ul> </li> <li>○ 青少年育成町民会議における啓発・・・1回（7月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富士川町春米区：7月19日（日） 区民60名</li> </ul> </li> <li>○ 6・26ヤング街頭キャンペーンの開催・・・2回（7月、9月）</li> </ul>
評価・課題	<p>&lt;評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬物乱用防止教室の終了後に実施した教室の効果に関するアンケート調査結果から、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「薬物乱用防止教室の開催による学習は効果的であることから継続して開催する必要があった」</li> <li>・ 「薬物に対する誤った考えを持たないうちに正しい教育をすることができた」</li> <li>・ 「薬物乱用に対する理解が不十分であった生徒が減少した」</li> </ul> </li> </ul> <p>など、一定の効果が得られた。</p> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昨年度は富士川町の薬物乱用防止指導員と、今年度は市川三郷町の薬物乱用防止指導員、保護司、民生委員とともに薬物乱用防止教室を開催したところ、薬物乱用防止指導員、保護司、民生員とともに、社会問題となっている薬物乱用防止対策にとっても協力的だったことから、今後も継続した取り組みを実施したい。</li> <li>○ より地域に根ざした薬物乱用防止活動を展開し、地域における普及活動に努めていく必要がある。</li> </ul>